

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第53回）

### 議事録

**日 時** 令和4年12月9日（金）14:00～16:00

**場 所** 名古屋市公館 レセプションホール

**出席者** 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長・ 元愛知淑徳大学非常勤講師	
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

オブザーバー

皆見 秀久 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所  
教育委員会生涯学習部文化財保護室

**議 題**

- (1) 南蛮練堀について
- (2) 西之丸展示収蔵施設周辺の整備について
- (3) 不明門北土橋石垣根石発掘調査について
- (4) 「特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）」の中間報告について

**報 告**

- (1) 天守台穴蔵石垣試掘追加調査等の調査成果について
- (2) 「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の結果について

**配布資料** 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第53回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>早くも時節が師走に入り、先生方には大変ご多忙の中、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にご参加をいただき、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>本日議題とさせていただきますのは、南蛮練堀を始め4議題です。議題(1)では南蛮練堀の応急対策について、議題(2)では西之丸での発掘調査結果を踏まえた整備の修景について、(3)として石垣の安定性、安全性確認のために実施をする発掘調査について、ご意見をいただきます。また議題(4)として、特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画案の中間報告として、文化庁の復元検討委員会での議論開始に必要となる解体と復元を一体とした整備基本計画の取りまとめ、状況についてご意見をいただきます。</p> <p>その他報告事項として、1点目、現在実施中の天守台穴蔵石垣発掘調査成果の概要、2点目として、昨今報道にもありましたが、名古屋城の木造天守の昇降技術に関する公募の結果についてご報告いたします。</p> <p>限られた時間ではありますが、本日も忌憚のないご意見、ご指導をいただければと思っています。よろしくお願いいたします。</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議の内容</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第、出席者名簿、各1枚ずつ、会議資料は1から6までです。また、その他参考資料として、構成員の皆様方には本日取り上げている議題と報告事項について、名古屋城の中の建物の位置を示した位置図と、今年度予定している事業と、本日の事業を示した一覧表、さらに今年度の現状変更許可申請案件のために実績をまとめた資料を参考に配布していますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>それでは議事に入ります。ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。瀬口座長、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>5 議事</p> <p>(1) 南蛮練堀について</p>
瀬口座長	<p>それでは審議、報告を進めさせていただきます。まず、事務局から説明をいただいて、構成員の皆様方からご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>議題の(1)が南蛮練堀についてです。資料1の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>南蛮練塀については、過年度の全体会議で、その劣化、対策の必要性についてご指摘をいただいています。今回は説明資料の最終ページ、6ページをご覧ください。資料の一番上のタイトルにありますように、南蛮練塀の劣化に対して、まずはできることから対応していきたい、応急対策をしていきたいということで、今回ご相談をするものです。</p> <p>資料に沿ってご説明します。1枚目の1の概況について現状をご説明します。1-1の南蛮練塀については、平成30年策定の保存活用計画に記載されている図1-1、写真1-1に見られる通り、二之丸庭園の北端の堀に面して築かれており、全長は約80mとなります。そして、写真1-2や1-3でもご確認いただけますが、「円形の鉄砲狭間が見られ、上部の大半は崩壊、わずかに底部を残す。北面、上面、南面上部の菌類・コケ植物の繁殖があり、亀裂の発生または既存の亀裂拡大抑制に対して措置を行う必要がある」といったことを記載しています。</p> <p>続いて、1-2現状把握についてです。現状把握については、オルソ画像を作成しており、その画像に令和元年時点のひび割れ、欠損等の位置を載せています。図1-2、写真1-4をご覧くださいと、こちらでは北面の西側の部分を提示していますが、見づらいですけれども、青のクラックや、紫色で割れ、それからオレンジ色の着色は欠損・抜けのような表示で状況と位置を把握しています。</p>
事務局	<p>資料1-2、2ページ目についてご説明します。こちらの資料の項目においては、江戸時代の資料において南蛮練塀がどのように記述、あるいは描写されていたのかということについてご説明します。2-1の資料の概要についてです。江戸時代における南蛮練塀あるいは南蛮練塀と思われる塀の様相が見られる資料としては、そちらで挙げた文献史料、古絵図、古写真が主に挙げられます。そちらの史料の性格については、これまでも金城温古録など代表的なものがよく出てきたものが多いと思いますので、ここでは説明は省略いたします。</p> <p>続いて2-2ですが、これらの史料から得られる情報について挙げています。まず金城温古録の記述等から、少なくとも文政期以前には建造されていたということがわかります。構造については、金城温古録で惣南蛮練とされており、また御練塀、塩御築地という通称で呼ばれていたということがわかります。図2や写真2をご覧ください。文政期以降、幕末の様相として、本瓦葺きの屋根・鉄砲狭間・須柱を伴う塀であったことが確認されます。長さについては、金城温古録に43間5尺と記載されています。現在のメートルに単純換算すると、だいたい79mということになり、現存する遺構の長さともほぼ合致します。また、写真2の古写真との比較等から、現存する遺構は少なくとも幕末から連続するものと考えられます。</p>
事務局	<p>続いて、3ページの発掘調査についてご説明します。南蛮練塀に関する発掘調査は、平成27年度と令和元年度に行いました。トレンチ1においては、練塀を造る際に整備した痕跡と思われる土と礫を確認しています。図3-2と、次のページになりますが図3-9です。</p> <p>トレンチ3では整備した痕跡と思われる礫などは確認できませんでした。図3-3と次のページの図3-11です。</p> <p>トレンチ4のT1では、練塀に伴う盛土を確認しています。盛土の高さは約90cmで、練塀の南側に土塁を形成していたと思われます。図</p>

	<p>3-4と図3-14の15層、16層がそれであると考えています。この土塁の下に、土台となる盛土が3層ありました。図3-14でいうところの17層、18層、19層です。これらの層は非常に硬く締まっており、その直上から練塀が築かれています。ただし、T1では礫による整備は確認できませんでした。T2においても同様に、土塁とその下の土台となる盛土を確認しています。T1とは異なり、円礫の上から練塀が築かれています。図3-6、3-7、次のページの図3-12です。円礫は非常に硬く締まった明赤褐色の土の層の上に配置されていました。</p> <p>以上の結果から、練塀の下は盛土や礫で整備している箇所を確認できましたが、礫を伴わない箇所もあり、一定ではありませんでした。また、近世の庭園の北側の地表面は、現状の地表面より最大約90cmほど低いということが分かりました。</p>
事務局	<p>それでは、5ページの4応急対策素案をご説明します。4-1劣化要因の推定として、各種調査等からの劣化状況をご報告します。</p> <p>現在の劣化状況の確認のため、目視調査を今年6月に行いました。劣化状況としては、写真4-1のように下半では表層が崩落、写真4-2のように上端面の蘚苔類が繁茂する表面が剥離している箇所が見られるということがありました。</p> <p>続きまして、2推定する劣化原因です。推定する劣化の主な原因として、2つ挙げています。1つ目の下半表層の崩落については、乾燥と湿潤の繰り返し、それが主原因と推定しています。具体的には、湿った南蛮練塀への直達日射、風が強かったことにより、南蛮練塀の表面で水分の急激な低下による体積変化が生じたことが考えられました。また南蛮練塀の湿潤状態は、南蛮練塀の上からかかる雨水が原因というよりも、周辺の水はけが悪く、土に接する部分から毛管現象で水を上げることが影響が大きいと考えられました。水の供給源は水はけの悪い南側敷地を推定しています。2つ目の上端面の表面剥離については、凍結破砕を主原因と推定しています。具体的には、剥離箇所の直上に高木の桜がなかったことから、露頭に曝されている傾向にあって、放射冷却による凍結破砕であることが考えられました。ただ、現地に植えられている桜については、凍結等を抑制している一方で、その根により、南蛮練塀の構造的な不安定性が増している可能性があります。</p> <p>次に6ページ、4-2の応急対策についてご説明します。現在の水はけがあまりよくないということで、当面の応急対策として、早期に、かつ少しでも改善することを目的に、庭園側に向けて整地する案を考えました。図4-2の断面図をご覧ください。まずこの図の方角で左側が北、右側が南となります。中央にある既設アスファルト舗装を撤去して、北から南に向けて2%勾配、南から北に向けて4%勾配で設置していきたいと考えています。また、樹木2本を伐採したいと考えていて、具体的には南蛮練塀に接触していたり、大きく枯れて倒木等の恐れがある樹木となります。具体的には、図4-1をご覧くださいと、赤い丸2か所がその位置となります。写真4-3、4-4で接触の状況をご確認いただけます。</p> <p>そして4-3今後の予定についてです。今回は応急対策としてご相談していますが、今後は南蛮練塀をどのように保存管理していくかということの方針の策定に向けて、調査等に取り組んでいきたいと考えて</p>

	<p>います。</p> <p>また、樹木について、物理的に南蛮練塀に影響がある場合や、あとは排水性のさらなる改善策の検討についても取り組んでいきたいと考えています。</p>
瀬口座長	<p>今ご説明された南蛮練塀の、今日お諮りするのはいち急対策素案でありますけど、練塀についても説明をいただきました。ご意見、ご質問をお願いします。</p>
小濱構成員	<p>南蛮練塀の資料というのは、今回初めてなので、ちょっとよくわからない点があるので、ご説明をお聞きしたいです。この南蛮練塀というのは、幕末までは屋根がついていたんですよね。その屋根がなくなったというのは、いつ頃なんですか。それと、屋根のなくなった原因は、自然崩落でなくなったのか、人為的な撤去によってなくなったのか。ちょっとよくわからないので。それともう1つ、この南蛮練塀の構造とか、工法ですね。これはどの程度わかっているのでしょうか。これは将来、復元改修とか、そういったことになったら必要になってくると思うので。それがどの程度情報があるのか、お聞きしたいです。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>まず、屋根がなくなった時期と原因についてですけれども、文献史料等を確認したところ、そこまではちょっと詳しく追えていないところでして、未詳ということになります。</p>
事務局	<p>また、構造等については、まったく検証が進んでいない状況でして、今後調査等の中で検討していきたいと考えています。</p>
小濱構成員	<p>要は屋根がまったくなくなったというのは、どうも人為的な撤去じゃないかという気もするんですけども。自然的な崩落だったら残っている部分があるだろうと思うんですけど、そこらはどうもよくわかりません。工法もよく分からないとなると、今ご提案の劣化を止めたいということで、ただ単に風雨による劣化、損傷等を防止したいということなんですけど、その先はどうするんでしょうか。そこらはどう考えておられますか。</p>
事務局	<p>まず現存している南蛮練塀をこのままの状態に残していくのか。または、これをどこかの場所できちんと温度ですとか諸々、湿潤の状態をきちんと管理できるような場所に移動をして、復元というかたちにしていくのか。そういったこともいろいろ含めまして、今後、方針の策定で先生方にご相談をしながら進めていきたいと思っています。</p>
小濱構成員	<p>これからその間に時間かかるからということで、この劣化を防ぎたいということなんだろうと思うんですけど、劣化を防ぐ一番いい手はもう囲ってしまうことですよ。風雨から。そういうふうにするれば、遺跡の保存と同じようになって。風雨から防止するのは、何か物で囲ってしまう方がいいと思うんですけど。そういうふうには考えられていますか。</p>

事務局	<p>今後の方針の策定の際に、ぜひご指摘ですとか、ご指導いただけると大変助かります。よろしくお願いします。</p>
瀬口座長	<p>ほかにどうでしょうか。はい、お願いします。</p>
麓構成員	<p>こういう練塀であっても、屋根がなければ劣化が著しく早くなるというのは当たり前のことです。ですから江戸期には練塀を造って、そこに本瓦葺きの屋根を造ったんですよね。それが例えば、小濱先生が言われたように、屋根だけ撤去するというのは、もう練塀の存続を認めてないの、屋根だけ撤去するというより、それなら練塀まで撤去してしまいそうな気もするんですけど。</p> <p>むしろ随分、近代以降になって、ここにまったく手をつけなくなって、放置された状態になって、次第に瓦も落ちるし、その下の練塀部分もどんどん破損が進行していったというふうに私は思うんですけど。</p> <p>今回のご提案は、原因とその対策ということで、多少は効果があるかもしれませんが、やっぱり根本的にこれを保存しようと思うと、風雨に曝されないように屋根をかけないといけない。今の状態で屋根はかけられないので、何らかの覆屋的なものを上にかけて風雨に曝されないようなことをしないといけない。その覆屋をどういう形にするかというのは検討する必要があると思うんですけどね。で、あくまでもこれを史跡指定地範囲内の遺構として現状保存するという案で、今のは覆屋の設置なんですけど。また、これを見ることはできなくなりますが、修理することによって、これをすべて撤去して復元することではなくて、これを修理するようなかたちで、本来の姿に復元するということが不可能ではないです。部分的には今の破損した練塀を見せることはできても、全体を表面まで、元あった状態にまで修復すると。内部には本来の練塀が残っているというようなことで、保存することも可能だと思うんですけど。そのへんはどのように保存するか、あるいは修理するか、考え方によると思います。</p>
瀬口座長	<p>ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。</p>
赤羽構成員	<p>2点お尋ねしたいのです。1つは3ページの発掘調査についてです。4行目のトレンチ4のT1云々というところで、この練塀の南側に土塁を形成したと思われるという記載があるわけですけども。次の4ページの図3-9とか、図3-11の断面図の中ではどこに位置するのかがというのが、土塁があったのがどこらへんだというのが、図面で読み取れないので、教えていただきたいというのが1点です。</p> <p>それからもう1点は、2回調査をされているわけですが、この練塀とそれから庭園との間ですね。今は通路がありますけれども、この練塀と庭園との間に何か排水の溝みたいなものがあつたのかどうかという、そういう調査はされているのかどうか。あるいはこれから調査をされる用意があるのかということの、2点をお尋ねします。</p>
事務局	<p>1点目の図3-9、11における土塁状のものなんですけれど、層1の攪乱が入ってしまって、この2つのトレンチではそういった土塁状のようなものはでていないと考えています。2点目の溝状の何かという</p>

	<p>ことに関しては、3ページの図3にお示しました。発掘調査では、溝状のものはこのあたりと、このあたりで確認されていまして、現在調査を行っているこちら側の調査区でも続きが出ており、北暗渠として露出展示をされている溝に繋がるものということがわかりました。こちらのほうでは、そういった溝はここまで確認できるのに、このへんはまだ調査をしていないので、もしかしたらあるかもしれないという状況です。</p> <p>土塁の話に戻りまして、4ページの図3-14の15、16。これが土塁に当たると考えています。</p>
赤羽構成員	15、16と書いてある層が、土塁ではないかということですか。
事務局	そうです。
赤羽構成員	排水溝というか、溝みたいなものがあつたのかどうかということ、ご計画では練塀のほうへ庭園のほうから少し角度をつけて、水がこの練塀から遠のくようにというように見られるんですけども。そういうことをやる前に、基礎的な排水の遺構があるかどうかということ調べるのが先決ではないかと思ったものですから、質問させていただきました。
瀬口座長	4ページの土塁のところ、15、16で標高を見ると10cmぐらいですよ。10cmぐらいでも土塁というんですか。メートルの単くらいでもないですよ。10cmぐらいですよ。あ、50cmか。
事務局	13mぐらいが上のほうで、下のほうが12.2以下。
瀬口座長	だから、10cmですよ。
事務局	80cmほどです。
瀬口座長	12m50cmと、13mでしょ。計算が違う？
事務局	13mで、ここが、
瀬口座長	もっと下がるから。
事務局	12.28m。
瀬口座長	でも、10cmの幅が上のほうでしょう。だから、それが下がってもせいぜい20cmもいかないぐらいですよ。違うかな。12mだから、1mだっていうことか。これはスケールが違うんだね、間隔が。
事務局	先生、すみません。これが土塁だと今判断してまして。こちらが土塁の底辺だとすると、ここが12.2、3弱ってところだと思います。上が13mぐらいありますので、70何cm、80cm弱の高さを持っているのではないかと判断をしています。

瀬口座長	左のスケールを見ているんだけど、70cmもあるの。その12m50cmと10cm上がったところの幅をずっと持ってくると、5倍もないでしょう。
事務局	これが13mですね。これが50cmですね。
瀬口座長	<p>あ、50cmか。ごめんなさい。10cmではなくて50cmですね。はい、わかりました。</p> <p>ほかにはどうでしょうか。</p> <p>本日はこの応急対策について、現状変更を申請するという事で、6ページですね。6ページにかかっている、桜の木を伐採するという事と、水勾配を2%と4%の勾配をつけるという事で確認し、文化庁に申請するという事ですね。</p> <p>この件については今、排水溝があったかと質問が出ましたけど、確認はできていないわけですね。ということですが、これについては、皆さんご意見はありませんか。特にないようですので、この件については文化庁に申請していただく。それから、ほかにもありました今後のどういうふうに取り扱うかについては、来年度にまた報告があるということです。</p> <p>それでは次の議題(2)です。西之丸展示収蔵施設周辺の整備についてです。事務局から説明をお願いします。</p>
	(2) 西之丸展示収蔵施設周辺の整備について
事務局	<p>画面をご覧ください。前回提示した資料を今投影しています。前回の資料ですので、皆さんのお手許にはつけてありません。赤枠内をご覧ください。今回のポイントはこちらになっています。</p> <p>大きく4点ありますが、こちらについて再確認をさせていただいたうえで、以降の説明をさせていただきます。</p> <p>まず③とありますが、発掘調査により得られた情報と絵図情報を突き合わせて検証し、平面位置の表示を決定するといったところですが、変わっていません。引き続きやっていきます。</p> <p>整理手法の④ですが、こちらの盛土構造として、遺構との間に十分な構造を確保したいと考えています。今、他城郭の情報等も集めながら検証はしていますが、今30cmを目処にやりたいと考えています。</p> <p>続きまして⑤です。一番、二番、五番御蔵については、長方形の割石を用いて建物の輪郭を表現し、内側は土系舗装で行うというふうに記載してあります。これは発掘調査の結果によって、一番御蔵については少し遺構が検出されていますので具体的に表現しますが、二番、五番については遺構が検出されていないので、少しこの一番と、二番、五番で差別化を図りたいと考えています。こちらが変更点です。</p> <p>六番御蔵については、以前からご説明しているとおり、遺構も多く検出されていますので、より詳細に表示したいと考えています。また六番ですが、こちら時期に合わせて舗装の色を変えて表示したいとお伝えしていましたが、今、庇と母屋の色を変えて、その属性を変えるところを進めています。時期による彩度をつけてしまうと、より色が煩雑になってしまいますので、少し変更する方向で考えたいという考</p>

えです。

1 ページをご覧ください。まず、六番御蔵についてです。六番御蔵については遺構が多く検出されていて、より具体的な表記表現をしたいと思います。前回説明から少し重複にはなりますが、地覆石が東側と南2間分見つかっていますので、こちらの詳細な位置を設置することで考えています。前回からの変更点として、今回はこちらの遊歩道といいますか、城内のアスファルト舗装と、御蔵の表現部分で段差がありました。それを解消するかたちで、一帯すべてを30cmほど重ねて遺構面との差を、遺構面から盛り上げるかたちとしたいと考えています。前回のこの戸前部分について何も表示しないということでしたが、戸前部分については観音開きの扉があったというふうに推察をされますので、今回白い石を設置することを考えたいと思います。その他に関しては、前回説明した通り、母屋部分については土系舗装、写真部分についても土系舗装で少し色を変えることを考えています。六番御蔵については以上です。

2 ページをご覧ください。右上の図面、一番御蔵についてです。一番御蔵については、主に北側の面の一部と、東側の面の一部で遺構が検出されています。こちらの南側と東側の部分については、遺構は検出されていませんが、絵図情報から概ねの位置が推定されます。こちらについては、この周辺を石で囲って、何か土系舗装を行うということを考えています。

一方で左側の図面が、二番御蔵です。二番御蔵については、先ほど申した通り遺構は検出されていないので、境界に長方形の石を置くことはなく、土系舗装のみで表現したいと考えています。二番御蔵については、形がL字形になっていて、こちらが北側ですが、この下の図面については西側に折れる形になっていて、今は売店がありますが、この周辺については管理車両が多く通ることになっています。そのため、同じように土系舗装を固定してしまうと維持管理上問題が生じますので、こちらについてはアスファルトで少し素材を変えますが、色は同じにして、米蔵を表現したいと考えています。

五番御蔵の写真が右側にありまして、こちらも今ご説明した通り、周辺を境界で囲うことなく、土系舗装で施工したいと考えています。

資料に戻りまして、1 ページをご覧ください。こちらが御蔵御門・水道です。こちらが一番御蔵、二番御蔵になりまして、この間に御蔵御門と水道の遺構が検出されています。具体的には、御蔵御門の東側の鏡柱と控柱、こちらの2つについて痕跡が確認されています。また、金城温古録から離隔距離が出ますので、これらの情報から礎石を表現したいと考えています。水道についても、水道をかける橋が発見されました。水道もこのようなかたちで見ることができましたので、こちらについても表現をしたいと考えています。一応こちらについては、来場者の主要道路となりますので、この水道が来場者の邪魔にならないような表現が必要かと考えています。こちらについて、また引き続き検討していますので、またご意見をいただけたらと思います。

最後に、米計場という施設もあります。米計場ですが、先ほどの二番御蔵と三番、四番御蔵の間にあります。二番御蔵はこちら、三番、四番はこちらにあります。こちらに米計場という施設もあります。発掘調査の結果が出ていないので、絵図情報からこういったものがあつたかというふうに考えたいと考えていますが、御深井丸図では米、

	<p>御深井丸図では勘定場という施設が記載されています。右側に金城温古録の図面もつけていますが、こちらについては勘定場と米計場というふうに、2つの資料に差異があり、今どのように表現するかというところが悩ましいところですので、引き続き検討を進めているところ です。</p> <p>その次のページをお願いします。もう1点少し悩ましいところもありまして、今勘定場はこちらにあります。天然記念物であるカヤの木があります。勘定場を再現しようとした際に、このカヤの木の根の影響範囲に入ってくるだろうと考えています。そのあたりをふまえ、どういった表現ができるのか。土を盛るだけで、その乗ったところをイメージしていただく。またパンフレット等で表現するとか。そういった表現もあるのかなというふうに考えていますが、こちらについても検証していますので、また表現方法については、何かいいご意見がありましたら、ご助言いただけたらと考えています。</p>
事務局	<p>ちょっと補足説明をさせてください。</p> <p>先ほどの説明の中で六番御蔵の着色の部分のことについて触れていましたけれど、色分けをするかどうか、まだ検討している途中です。庇、戸前というか、庇の範囲も含めて、建物の範囲を土系のもので表現するという考え方に立った場合に、果たして違う色にする必要があるかどうかということは、検討していますので、ちょっとそこだけ補足をさせてください。これについては今後の検討になりますけど、六番についてもそうですし、ほかの一番御蔵や五番御蔵のような庇が総庇ではなくて、戸前だけの御蔵についても引き続き検討していきたいと考えています。</p>
瀬口座長	<p>説明をいただきまして、ご意見ご質問をお願いいたします。</p>
麓構成員	<p>まず六番御蔵について、資料にある修景ポイントで、下から2項目目なんですけど。石材についていろいろ書いてある中で、それらを除く建物の位置をあらわす箇所には花崗岩とすると書いてあって、図を見ますと砂岩の地覆石が、東面、南面の2間の地覆石は礎石と同じ幅ぐらいに色分けして書いてあって、石を。そして、戸前についても白系花崗岩と書いて、これも礎石と同じ幅ぐらいに書いてあるんですけど。ここに書いてある、それらを除く建物の位置をあらわす箇所というのは花崗岩で、礎石の幅よりも、あるいは先ほどの砂岩であるとか、白色系花崗岩とかに比べて、非常に幅の狭い石で、ただ境界だけを表しているような表示になっていますけど。前にもお話したように、発掘で確認できなかったとしても、ここを西面とか北面とか南の西側2間とか、そのまま上部構造、上の建物が地覆石なしで、土蔵造りの建物が建っていたとは、とても考えられないんですよ。むしろ東面は、以前は何か塀はなくなって、目立つから石にしたというような説明も受けましたけれども。今度、西之丸のこの土蔵群を見てみると、むしろ一般的にもそうなんですけど、正面は戸前側なんですよね。建物の土蔵の正面側は、戸前側が正面であって、むしろ正面のほうを立派にするというのが、4周とも同じにするか。もし違えるんだったら、正面側を立派にするというのが一般的だと思うんですけど、そこをまったく地覆石がないような表現にするのは、発掘成果がそこまで決定的</p>

	<p>になかったというふうに言えると思ってないので、この表示の仕方がちょっと問題があるかな。もし、礎石の半分程度の境界だけを表しますという石の置き方でやると、あまりいい表現じゃないと思うんです。</p> <p>それと、隣の庇の柱ですけど、図を見ると、ここは丸い花崗岩で、花崗岩の礎石を丸く書いていますよね。ここは角柱になりますので、礎石は一般的にはここは角の礎石にします。だから、丸じゃなくて角のほうがいいと思います。奥の床下の部分は加工していない自然石でもいいかとは思いますが。</p> <p>もう1つ、今度その右側の、一番御蔵と二番御蔵の間の御蔵御門の鏡柱と控柱の礎石。絵を見ると、礎石は花崗岩で置くとはなっているんですが、これも何となく丸い自然石風に書いてあるんですが、これも一般的にはこういうところは角の、柱の大きさより一回り大きい四角く成型した花崗岩を、花崗岩とは限りませんが、四角く成型した石を据えますので、丸い自然石ふうにするとおかしいかなというふうに思います。</p>
事務局	<p>礎石の件に関しては、以前もコメントいただいていたのですが、資料修正が間に合っていません。大変失礼しました。類例を確認して、礎石の大きさあたりというところを確認したうえで、近い形で再現したいと考えています。</p>
瀬口座長	<p>地覆石の件はどうですか。</p>
事務局	<p>地覆石の長さというか、奥行きの高さが発掘された部分については、概ね30cmぐらいだったというふうに。そうすると、礎石のサイズと同じぐらいの地覆石が東面と南面のところに出てきているという状況です。今、麓先生が言われたように、ここに置こうとしている石はその半分ぐらいの幅の石を現時点ではこういうふうにしてありますので。どういう表現がありますか。逆に。</p>
麓構成員	<p>東面と南側2間は、実際に残っていたような表現をするんですよね、おそらく。間知石のようなかたちにするんですね。それはそれでいいと思うんですけど。西面と北面、あるいは南面の西側2間は、当然地覆石があったと思うんですが、それが間知石ということは確認できないので、それを差別化する意味で花崗岩を用いるというのはいいと思うんですが、同じような幅が必要かなと思います。間知石の部分と。つまり、礎石とほぼ同じぐらいの幅が必要かなというふうに思います。</p>
事務局	<p>承知しました。持ち帰って再検討させてください。</p>
瀬口座長	<p>発掘調査のあるものを表現する場合と、発掘調査をしてないものを付け加えているところを、意見をもらってるわけですよね。ないものを幅でもって区別するのか。あるものとして、同じものにするのか。もう全然なしにするのか。ということが出ていると思うんですよね。そこをふまえて、今の麓委員さんの意見を参考にして、また次回出させていただければと思います。</p>

	ほかにはどうでしょうか。
赤羽構成員	<p>2ページで4つ写真が並んでいますけれども、すべて蔵跡表示はフラットと書いてあります。普通に読むと、まっ平だと思うんですけども、当然これは保護層があつてのフラット表示ということでしょうね。そういうこときっちり書いて、先ほどスライドには保護層のことが書いてありましたけども、今日の資料にはまったく保護層のことが書いてないので、これでまた文化庁と話をするうえで、保護層はどうなるのかって話になっていくのでね。その点丁寧にやっていただきたいと思います。</p> <p>それから五番御蔵ですけど、現在、コンクリートの枠みたいなものがありますけど、あれは撤去されて、この⑥の五番御蔵のような表現をされるということですね。できましたら、五番御蔵はせっかくこのコンクリートの枠を撤去するわけですから、もう一度六番御蔵みたいな調査をやっぱりすべきではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、調査の前のところまでお答えします。フラットという表現がしてありまして、保護層のことに全然触れていなかったのは、すみません、資料の作り方が悪かったと反省しています。一帯を全部保護層として嵩上げたうえで表現していますので、きちんと保護層をもった構造であるということは、資料の中に書き込んでいきたいと思えます。</p> <p>それから、五番御蔵のコンクリートの基礎については、先生が言われるように撤去する方向でももちろん考えます。なぜなら、あそこは保護層の中に入ってくるわけで、遺構から30cm高いところじゃないので、撤去したうえで、保護層を造って、何らかのことをやっていこうと思っています。</p>
事務局	<p>調査については、五番御蔵のところですけども、確認が不十分な状態で先行したということもありまして、周りのほうをかなり調査しています。それ以外のところで見つかる場所があるのかという可能性は残っているのですが、今その周りの調査から判断しますと、その遺構の残存状況から見ますと、なかなか難しいのかなというところではあるのですけれども。ただ、今後表示を検討するにあたって、もう一度その調査成果等を検討しまして、必要があれば見直していくということがあるべきであると考えています。</p>
三浦構成員	<p>確認をしたいんですが。まず、一番御蔵のこの建物の範囲のところ、花崗岩で線を入れるとなっていますね。これはそれでいいんですけども、この線の位置というのは、柱芯々で入れるのか、壁の外面に入れるのか、どちらですか。ほかの二番、五番についても、中と外で色を変えらるんのですが、その変える位置というのは芯々で変えるんですか。それとも壁の外面で変えるんですか。それだけ確認したいと思えます。</p>
事務局	<p>六番御蔵を考えていただきますと、礎石の一番外の縁に合わせてほかの石も設置する予定です。それと表現の仕方が違ってはいけないの</p>

	で、一番御蔵については外。芯ではなくて、外の位置に設置しようと思っています。
三浦構成員	ということは、ほかも一緒ですね。
事務局	もちろん一緒です。あ、すみません、そうか。二番御蔵と五番御蔵の色を変えるだけですけど、その範囲も芯ではなくて、外で考えています。
三浦構成員	わかりました。
瀬口座長	ほかにはどうでしょうか。
丸山副座長	<p>今回出されたのは、モニタージュと言うか、写真の中に書かれて、今いろいろ質問が出てくるようなことが平面図にしっかり書かれて、そこでどういう材料でなっているかというのがちょっと分からないと、イメージだけで大きさはそれより幅少なくなってくるとか。例えば矩形の石材を積むのにどれぐらいの高さになるとか、実施設計近いですけれども。平面図で示してもらわないと、具体的にはわからない。</p> <p>それが一番なんですけれども、お聞きしたかったのは御蔵御門の中のこれは礎石が出てきているという。礎石はだから、これは麓先生から質問があったんですけど、四角ではなくて、こういう自然というのですか、こういう礎石、いわゆる加工されてない跡が出てきたのか。そのあたりもやはり平面図でどういう石材選択されるのかということも、各蔵跡はしっかりしたものを書いてもらったほうがいいかなと。今回お話しいただいて皆さん、意見がいろいろ出てきていますから、そのあたりをこう平面図で分かるように、それぞれの蔵跡ですね。六番御蔵まで全部やってもらって、最後やってもらったほうがスッキリするんじゃないかと。何かもうちょっと幅が狭いんじゃないかとか、広いんじゃないかとか、ということではなくて。ぜひそれをお願いしたいと思います。</p> <p>それともう1点、カヤの木の数ですね。カヤの木は天然記念物なので、上にその工作物をやるということはちょっと無理だと思います。カヤの木は部分だけではなくて、かなり範囲を広げた中でカヤの木を保存していかなくてはならないと思います。蔵の表現もここはちょっと違うんじゃないかな。そのあたりは注意していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今、先生が言われたように、私どもの作業としては、実施設計の作業を進めています。今ご覧いただいているこういうモニタージュであったり、イメージとして作成したものをこの先申請に行くわけではなく、きちんと平面図を作成して、それを先生方に提示して、ご確認いただいたうえで、次の段階に進んでいこうと考えていますので、平面図は今後提示させていただきます。</p> <p>それからカヤの木については、やはり根の張りの範囲がどこまで行っているかということももちろん調査しなければいけないと思っています。やっぱりその根の上に何かしらやるというのは難しいかなと私</p>

	<p>たちも思っていますけど、ここが御蔵構、米蔵があった場所という位置付けの中で、その米を計る場所であったり、それを勘定する場所というのは、意味合いとしてとても大事な施設だと思いますので、これは訪れる方にきちんとお伝えできるようなやり方を考えていきたいと考えています。引き続きご指導よろしくお願ひします。</p>
麓構成員	<p>丸山先生からのご質問で、御蔵御門の礎石の話があったんですが、正確に答えていただけますか。</p>
事務局	<p>御蔵御門の礎石の痕跡としては、礎石そのものが出てきているわけではなくて、あくまで抜き取り痕跡と考えられるものです。六番御蔵の庇の礎石も同じなんですが、あくまで抜き取りが円形になっているだけで、その上にあったであろう礎石の大きさ自体は丸に既定されるものはないので、当然四角の可能性があり、妥当かなとも思っていますので、考えてみます。</p>
瀬口座長	<p>いいですか。そういうことです。</p>
丸山副座長	<p>これも実施設計図面とか、図面の中でどう表現されるのか、検討してもらったらいいと思います。今すぐ答えてくれというものではありません。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>すみません、答弁漏れでして。今申し上げたように、ここは抜き取り痕跡ということですので、どのような礎石を表現していくかについては、城内のほかのものとか、いろいろ勘案しまして、平面図の中で表していきたいと思っています。よろしくお願ひします。</p>
瀬口座長	<p>ほかにはどうですか。よろしいですか。 一番御蔵のところは結局、蔵跡の中に木が生えているんですか、生えてないんですか。前回質問して、影になるから生やすという返事だったと思うんですけど。最終的にはどうなるんですか。</p>
事務局	<p>現在、一番御蔵と二番御蔵のところにも一部木が残っていますけれど、こちらについては、名古屋城で景観を形成するうえで位置付けとして非常に大事かなと思っているのと、今座長が言われたように緑陰の形成という観点からも、このまま残していきたいというふうに考えています。</p>
瀬口座長	<p>私が緑陰と言ったんじゃないかと、前回、室長が言ったんです。私は言ってません。私はなくてもいいんじゃないかと言ったので。だから、蔵の中に木が生えているというのはおかしいかと。異常だかと。景観を考える必要はないんじゃないか、というぐらいな気持ちですけどね。ほかにありますか。</p>
丸山副座長	<p>今の件ですけど、そう言い出したら、カヤの木も切らなくてはいかんということになってくるんですけどね。お城の歴史をちょっと見ていって、ここにもカヤの幼木みたいなのもあったと思うんですけども、</p>

	<p>すべてを切ってしまうより、むしろ一番御蔵の範囲がある程度示されれば、全体ではいいんじゃないかなと思っています。切ること自体は簡単ですけども、これだけの樹木を長年放置された面もあるかもしれませんが、大きくなって。市民も親しんでいて、そういうところを御蔵には元々ないから切ってしまったらいいというのは、ちょっと厳しすぎるんじゃないかなと僕は思っていますけど。むしろその樹木を、今言われるような景観っていうんですかね。そういう中で育てていくということもメリットがあるのではないかとはい思っていますけど。これは事務局に検討してもらっていいと思います。</p>
瀬口座長	<p>意見が違いましたので、再度、全体整備検討会議に報告していただきたいと思います。</p> <p>それでは次に、議題(3) 不明門北土橋石垣根石発掘調査についてです。事務局から説明をお願いします。</p>
	(3) 不明門北土橋石垣根石発掘調査について
事務局	<p>3つ目の議題としてお諮りするの、天守台、大天守の東側にある不明門のところ、御深井丸に出るところの内堀にある土橋の石垣の根石部分の発掘調査です。調査を予定している位置は、この赤い印を付けたところです。こちらを調査する前提は、私どもでは今、天守台周辺石垣の現状把握、安定性の確認の調査というのを継続的にやっています。今年度末に天守台石垣の保存方針を、概要は昨年度末にお出ししましたが、正式なものをまとめようと思っており、その調査の中の一環です。</p> <p>今年3月の石垣・埋蔵文化財部会で、天守台周辺の整備事業というものもありますので、天守台西側、鶉の首のところの発掘調査というのをお諮りしました。その時に鶉の首と同様に、石垣との間が狭くなっていて、今後の整備事業等に関係するようなどころをということで、こちらの位置についても調査が必要ではないかということで、検討してきています。先ほどお話しした鶉の首の調査については、部会および全体整備検討会議でお認めいただき、今、文化庁からも許可をいただいたところです。来月にでも調査を始めようということです。そういった状況ですので、こちら問題のところを今年度中に調査をやっておきたいというふうに考えて、今日お諮りする次第です。</p> <p>調査の内容についてご説明します。この土橋の東側の面については、若干間詰石の抜け等が見られるのですが、それほど状態が悪くはないという判断をして、西側の面について重点的に調査を行ったほうがいいのかと考えました。これがその西側の面のオルソ図です。見ていただくと、石垣としては濃尾地震の際に崩壊したことがわかっていますので、その後に落とし積み等で生まれた新しい石垣と言えることがわかっています。</p> <p>これまで名古屋城内での各種の調査等から、天守台石垣の調査から考えて、濃尾地震、明治期以降に積まれた石垣と、それ以前の石垣の取り合いのところ、ちょうど境目のところで結構うまく積めていないというようなところがありますので、今見えているのはおそらく最下段、このあたりまでは、ここから上が積み変えられていて、ここから下はおそらく近世期の石垣が残っているのではないかとはい思っています</p>

ので、その地下部分をもう一度調査によって確認したいという調査です。

この石垣面については、これまでに上面のレーダー探査というのを行ってまして、こちらがそのレーダー探査の資料なんですけど、今お示した石垣面がこちらの石垣面になります。反対がその上を含めてレーダー探査したのが、こういうレーダー探査の結果になります。これによると、おそらくかなり内側まで、この反応が強いところが空隙があって、栗石であろうと。盛土ではなくて、栗石であろうというように反応があるということですので。これを見ていただきますと、こここのところにちょうど少しだけ反応がないところがあるんですけども、ここだけ盛土層があるというのはなかなか考えにくいですし、ここは反応がないのもレーダーが届いていないという可能性もありますので、そういったこと考えますと、ここは全体がいわゆる栗石であろうというような判断できるのではないかと、いうふうに考えています。ただ、こちら側のその根石の部分ですね。こちらを調査しようと思っているのがこの部分にあたるんですけども。この部分については、ちょっと今まだレーダー探査等ができていませんので、根石の状況ですとか、地下の遺構の状況というのが確認できていません。そういった意味もありまして、今回実際に発掘調査を行って、地下遺構を確認したいというところなんです。

先ほどの図でも見ていただきましたけれども、こちらの石垣というのはちょうどお城を見学されて、天守を見学された方がぐるっと歩いていかれる主要な動線にあたります。そういった来場者の方の安全と言いますか、安全のことから考えましても、ここの状況をよく把握しておくというのは重要なのかなということで、今回調査を計画しました。

具体的な調査の内容としては、石垣の根石付近の状況を確認するために、石垣前面に、もう一度資料の3ページをお願いします。南北方向4m、東西方向3mの調査区を設定して、発掘調査を行いたいと考えています。この調査、石垣・埋蔵文化財部会にお諮りしたのですが、その時にご意見をいただきました。その時点でもうちょっと違うところに調査区を設定してあったのですが、こういった調査をする場合にはこれまでやった調査とちゃんと断面が揃うとか、そういったことを考えて位置を設定すべきであるというご指摘をいただきました。これまで天守台の北東角のところでC区という調査やっていますので、こちらの断面が揃うようにちょっと位置をずらして、先ほどのレーダー探査の結果とも対応できるように、その測線を含むような位置に調査区を設定しています。

調査の方法としては、資料の2ページに記しましたが、これまで内堀の中でやってきた調査と同様にいたしまして、手掘りを基本として行いまして、特に包含層以下の掘削に際しては調査目的、根石地付近の状況を確認するという目的の達成に必要な範囲にとどめてまいりたいと考えています。埋め戻しについても、これまでと同様、慎重に行いたいと思います。

もう1つ、先ほどお見せいたしましたレーダー探査の結果について、石垣・埋蔵文化財部会では、先ほどの繰り返しになるところもあるんですが、その石垣面だけではなくて、そのレーダー探査の結果をもう一度よく読んでおくようにというご指摘もいただいています。先ほど

	<p>のご説明は、実際にレーダー探査を行った事業者等ともう一度打ち合わせをしまして、やはりそうやって読むのがいいだろうというようなことを助言をもらったうえで、今日、今の段階での判断というのをお伝えした次第です。</p> <p>本日お諮りする調査についての説明は以上ですけれども、この調査は先ほどもお話した通り、今年も年度内は残り少ないんですけれども、年度内に文化庁のご許可をいただいて、年度内にある程度の成果を得て、それを天守台石垣の保存方針の中に反映していきたいと考えていますので、本日はご意見をいただければと思っています。</p>
瀬口座長	<p>ご質問、ご意見をお願いします。</p> <p>特にありませんか。それでは、東西3m、南北4m、12㎡の発掘調査を行うということが、現状変更の許可も必要なので、手続きを進めていくということをお願いします。</p> <p>それでは1時間10分過ぎたので、ちょっと休憩したほうがいいですか。</p>
事務局	<p>お願いしたいと思います。あちらの時計で25分からスタートぐらいでいかがでしょうか。</p>
瀬口座長	<p>それでは25分からお願いします。</p>
	<p>- 休憩 -</p>
瀬口座長	<p>それでは引き続きですけれども、議題の(4)ですね。特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画(案)の中間報告について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>(4)「特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画(案)」の中間報告について</p>
事務局	<p>資料4-1をご覧ください。こちらが木造天守整備基本計画策定に係るスケジュールです。来年度の文化庁の復元検討委員会での議論開始に向けて、木造天守整備基本計画について今年度末の取りまとめを目標に、天守閣部会のほうでご意見をいただきながら作業を進めてまいりました。今回、一定の進捗となりましたことから、全体整備検討会議において中間報告させていただくものです。</p> <p>今日提出している資料には一部記載のないところがありますが、整備基本計画の取りまとめにあたって、主な課題である石垣の保存方針、基礎構造の方針、バリアフリーの方針などを始めとし、現在も検討整理を進めているところであります。いずれも年度内に方針を整理して、この整備基本計画のほうへ反映し、年度末の全体整備検討会議には一通りまとまったものをご提出し、先生方との合意形成を図っていきたいと考えています。</p> <p>少し現在の状況等をご報告いたします。石垣保存方針と基礎構造については、両方の検討を進めるにあたって必要となる穴蔵石垣の調査を現在進めているところです。穴蔵石垣の遺構の残存状況や安定性に</p>

関して、現天守閣再建時に行われた改変状況の一部がわかってきたところです。詳細については、後ほど報告題としてご説明します。これらの調査成果やわかってきた状況等を踏まえまして、穴蔵石垣の修復整備の考え方ですとか、基礎構造の検討を進めていますが、現天守閣がある状態では安全性や作業環境の確保などに限界があり、遺構の残存状況、石垣の安定状況を把握できた範囲は、局所的にとまざるを得ないという状況です。

天守台の遺構を確実に保存しつつ、特別史跡の価値を向上する木造復元とするためには、どの範囲にどの程度遺構が残っているか、しっかりと把握することが不可欠ですので、現天守閣解体後に、穴蔵石垣の全面的な発掘調査を行ったうえで、改めて穴蔵石垣の修復整備や基礎構造の具体的な方法を検討していきたいと考えています。

現段階においては、限定的な調査結果からの一定の想定のもとでの検討となりますが、今後基礎構造の検討にかかる調整会議や天守閣部会、石垣・埋蔵文化財部会でご意見をいただき、穴蔵石垣の修復整備や基礎構造の方針を整備基本計画にまとめていきます。今日のところは資料に提示できませんでしたので、ご理解承りたいと思います。

またバリアフリーについては、今年春から行っていました昇降技術の公募の審査結果が出ましたことから、バリアフリー対応の方向性は見えてまいりましたが、審査から間もないこともありまして、この昇降技術を含んだ天守観覧ルートにおける具体的なところは、今日の資料には提示できていません。今後天守閣部会でご意見をいただき、整備基本計画にまとめてまいります。公募の結果、選定した技術の概要等については、後ほどご説明します。

次に、資料4-2です。整備基本計画の構成と進捗をまとめました。本編を8章で構成していきまして、一部に積み残しの部分がありますが、概ね7章までまとまってきました。引き続き検討を進めていきたいと思っております。

資料4-3をご覧ください。本件のまとまった部分を資料4-3として提出しました。時間の都合もありますので、簡単に説明をします。まず、第1章に基本計画の導入部分として特別史跡名古屋城跡保存活用計画や、本丸および天守整備基本構想などから要点をまとめるとともに、計画策定の目的、整備する建造物等の範囲、天守復元の概要・意義、整備方針、着工してからの整備スケジュール、および有識者会議における検討経過などをまとめています。ページ番号の1-16ページに想定する整備スケジュールを掲げていますが、先ほどお話ししたとおり、穴蔵石垣の全面的な調査について、現天守閣の解体に合わせて発掘調査を行う予定としています。途中空白となっている1-10ページには、今後、本丸の鳥瞰図を掲載する予定です。

次に第2章ですが、石垣等遺構の保存として、整備事業に関連する範囲の石垣等遺構の現況を整理し、中長期的な保存のために必要な対応策を取りまとめ、この章に整理しました。一部積み残しとなっています現在調査している穴蔵石垣や、その整備事業に際しての具体的な対応策については、現在検討を進めていますので、まとめ次第反映してまいります。

次に第3章です。現天守閣再建の経緯とともに果たしてきた役割、評価、また将来にわたって現天守閣の記録や記憶をどうつないでいくか、その方針や取り組みをまとめました。

次に第4章です。復元の根拠資料として、豊富な資史料を整理しています。遺構に始まり遺物、古写真、昭和実測図およびその野帳、摺本・拓本、古絵図、文献の順に復元根拠の優先順位とし、それぞれの資料の概要・特徴をまとめています。名古屋城天守におきましては、第5章のほうで整理しています復元する時代設定当時の天守の姿について、豊富な古写真、精緻な昭和実測図や野帳といった資料があり、文化庁が示す復元に関する基準に掲げられた規模・構造・形式において、非常に高い蓋然性を持つ情報を得ることができます。加えて、金城温古録や宝暦大修理の関連史料などからも材料や仕様などを明らかとすることができますので、ほぼ正確な復元原案を描くことが可能となっています。4-13ページのほうにそれらを一括して取りまとめたかたちで根拠史料を用いた復元原案各部の考え方をまとめてあります。古写真や昭和実測図などで、概ねのところ判断できるかと考えています。

次に、第5章に復元する天守の時代設定を示しました。天守は空襲により焼失しましたが、天守台石垣は明かり取り窓が増設されるなど、宝暦の大修理を経た姿を概ね今に残しており、天守台の上に復元する天守についても、宝暦の大修理後の姿とすることが適切であると整理しました。また、4章で整理しましたとおり、宝暦の大修理時およびその後の資料も豊富に残されていまして、真実性の高い復元が可能となります。

次に第6章で、復元原案の考証としてまとめました。復元原案の概要、規模、各部の主な仕様と根拠資料を、6-1から6-4ページにかけて表に整理しています。6-5ページからは各部の検討ということで、資料間の違い、天守の特徴的な部分をピックアップして、資料の論理的な分析結果や、その過程または判断を整理しています。大天守の外壁や床、飾り金具等、および小天守の各部については、現在取りまとめを行っていますので、余白とさせていただいていますが、整理した各部の検討結果を復元原案図として6-27から6-44に大天守、小天守、橋台の復元として図面にまとめています。このうち6-29ページに大天守1階の平面図を掲載しています。11月に開催しました天守閣部会において、南東角の石垣の天端が少し東側に開いているといえますか、ずれている部分について、1階の南東角の平面形状は石垣に追隨した形ではなかったかと、確認が必要というご意見をいただいておりますが、現在調査中のため、ご指摘いただいた時のままの図となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に第7章ですが、こちらは現天守閣の解体・木造天守復元における工事において、石垣等遺構の保存を確実に図ることができる仮設計画となっているかどうか、検証しています。内容的には、平成31年4月に文化庁へ提出した現天守閣解体の現状変更許可申請に対して示された、文化庁からの指摘事項への回答を作成していく過程で、全体整備検討会議を始め、天守閣部会、石垣・埋蔵文化財部会で、すでにご議論いただいておりますものを簡潔にまとめ直しました。各段階における仮設計画の概要と遺構の保護対策、樹木の移植・伐採等、石垣等遺構への影響の分析結果を整理しています。

本日提出した資料は以上ですが、第8章では、防災や、基礎構造を含む構造計画、バリアフリー、石垣の安全対策など、現代に復元するのに必要となる配慮事項を加えた実際に復元する天守の復元計画、並

	びに公開活用として建設中、および完成後の観覧計画、将来にわたっての維持保全・修繕計画について、検討を進めているところでして、年度末にはまとめてまいりますので、改めて資料をご提出し、ご意見をいただきたいと思います。
瀬口座長	説明をいただきました基本計画について、ご質問、ご意見を願います。
高瀬構成員	バリアフリーについての何か進捗状況が、もしわかれば教えていただきたいと思うのですけれど。
事務局	後ほど報告事項ということで、昇降技術の公募についてはご報告しますが、現在ちょうどその昇降技術の選定の審査が終わったばかりということですので、これから進めていくということですので、ご理解いただきたいと思います。
高瀬構成員	了解しました。
瀬口座長	ほかにはどうでしょうか。 今まですでに説明された部分もたくさんあるんですけど、全体整備検討会議に初めて諮る部分はどこでしょうか。簡単に。全体整備の委員さんから意見を伺えたらいいかもしれません。
事務局	全体整備検討会議のほうに、この整備基本計画としてお出しするのは今回が初めてということになります。先に天守閣部会のほうでご検討といいますか、ご意見いただきながらまとめてきていますので、今回が初めてです。
瀬口座長	わかりました。天守閣部会の委員さんたちはすでに意見を出されて、修正されたかたちで出ているかと思いますが、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
赤羽構成員	私は基本的には木造天守はあまり賛成でないということは、ご存知だと思いますけれども。そのうえで質問をさせていただきます。1-15、第1章の木造天守復元の概要というところ、肝の部分です。1-15という。文化庁の定めた史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準というのがありますけれども。この中で復元という言葉と復元的整備という言葉が、両方の概念が並べられて内容が記載されていますが、名古屋市としては、改めて聞くまでもないのでしょうか、聞いたほうがいいのかと思ってお聞きしますが、復元なのか、あるいは復元的整備なのかというのは、どういう方向性を持っていらっしゃるのでしょうか。
事務局	名古屋市としては、天守は復元というふうに考えています。
赤羽構成員	そうすると、可能な限り史実に忠実な復元を行うという、この記載どおりということですね。

事務局	はい、そうです。
赤羽構成員	先ほど高瀬先生が言われたような、バリアフリーとかはやはり大きな問題だと思うんですね。しかも、聞くところによると日本弁護士会ですか、から要望書が出てきているという。これ非常に大きな、実は、憲法とかですね、バリアフリー新法だとか、様々な法律に関わることで、非常に大きな問題だというふうに私は思っているんですけども。その点から言って、復元か復元的整備かということで、復元だと言い切るわけですね。言い切っておられるわけですけども、このバリアフリーとの関係ではどうなんですか。
事務局	今回バリアフリーで入れようとしている昇降技術については、天守の柱、梁を傷めない、床に穴はあけていますけれども。そういった主架構に影響のない範囲で導入しようとしています。そういった点から、我々としては復元であるというふうに判断しているところです。
瀬口座長	はい、どうぞ。
小濱構成員	1つだけちょっとお聞きしたいんですけども。この復元で史実に忠実に復元するというので、復元原案の考証といろいろ書いてありますが、基本的にこれは戦災で焼失する前の状態にするということですかね。というのは、この地階の礎石の配置もここに書いてあるし。礎石もこのとおりに配置してということなんですか。
事務局	こちらで掲げている復元原案というのは、復元を設定している時代当時、どういった姿をしていたのかということをもっと明らかにするという章です。今後8章で実際に復元する復元計画と言っていますが、こちらをどのようにやっていくのかといったところを、8章でまとめていきますので、その時にまたご説明したいと思います。
小濱構成員	というのは、これはいつの時代なのか、大改修した後の状態で、それによると不具合が出てきているわけですね。それが6-11ページにあるように、小屋組の中にその当時新たに筋交いとかを入れているんですね。そんなものは取ると書いてあるんですが、こういうものを取ると、それなりに何か手当てしないと、また同じような状況が出てくるんじゃないかと思うんですが。そこらはどういうふうにお考えですか。
事務局	必要に応じて、現代技術等を入れながらやっていきたいと考えています。
瀬口座長	国宝とか、国の重要文化財に準ずるかたちで、それなりの耐震性や安全性を確保するという、文化庁の文化財の取り扱いに準じて復元を考える。史実に忠実と言っても、まるっきり江戸時代のそのものを造るということは残念ながらできないけど、文化財としての価値をきちんと担保する、ということだと思っているんですけど。どうですかね。

事務局	座長のいわれるとおりです。
小濱構成員	そうするとここにあるように、後から入れた、日本の伝統木造というのは、斜材とかもない状況なんです。筋交いとか雲を必要ならば入れるということですか。そうですか。わかりました。
瀬口座長	ほかにはどうでしょうか。
丸山副座長	7章のページなんですけども、樹木の移植のことが書いてあるんですけども。ちょっと心配しているのは、移植をする時に史跡内で遺構が破壊されないかということが1点と。高木がですね、中木もそうですけれども、樹種によっては移植してもなかなかつかないというのがあるんですね。樹種はここでは出てないんですけども、もう少し細かい話になってしまうから。この計画の中でざっくりと書かれているので、中身をちょっと知りたいのと。例えば高木で庭地を造りますけれども、1mぐらい掘らなければいけないことになるかと思うんですね。そういう時の注意。遺構が出てきた場合、どうするのかというようなことも、ちょっと考えておいてもらったほうがいいんじゃないかと思います。
事務局	実際にこれから、そういった場面になってきますので、また詳細な対策ですとか、やり方などを検討して、対応していきたいと思います。またその節にはご相談に伺いたいと思います。よろしく申し上げます。
瀬口座長	ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。
赤羽構成員	先ほどの1-15のお話させていただきました。その前の1-14のところ、世界的視座から見た木造復元がいい、なんて素晴らしい言葉が書かれていますけれども。その下にいくつか、公的なといいますか、世界的なそういう憲章とかが載っていますけれども。例えば(イ)の人々の記憶の再構築：ドレスデン宣言と出ていますけれども。ドレスデンというのは、昔は東ドイツにあった都市ですけれども、ナチスによってとんでもない破壊をされたところを、人々の努力によって復元を図ったということですが。単に戦争によって破壊されたモニュメントを復元ということが、今回のキーワードとして表現されてるんですけども。実は結構このドレスデン宣言というのは面白くて、こういうことも書いてあるんですね。既存のモニュメントの新しい建築作品によって調和的に補完され、自然環境を含む典型的な都市のアンサンブルを尊重し、強化するような場所では、大きな文化的効果が達成されてきました、というふうに書いてある。これは文字とおり、現在の天守のことを言っている。逆に言ったら、国が定めている登録有形文化財そのものの精神なんですよ。このドレスデンの文章というのは、新しい木造天守のために採用された言葉かもしれませんが、現在の天守でもそういうことが言えるというふうに私は考えています。それから(ウ)の調査研究と解釈の実践：ローザンヌ憲章ですが、これはむしろ開発と埋蔵文化財の調和という変な言い方ですけ

	<p>ども。開発する場合には埋蔵文化財の存在を意識して、しっかり調査しなさいよということと、に開発にあたっては、開発する側が調査の経費を負担するという原則、原因者負担の原則というのが明記された、その点では画期的な憲章なんですけれども。では名古屋市はどうかという、例えば名古屋城はそうなんですけれども、名古屋城を巡る、例えば城下町とかですね。三の丸も含めた城下町、それから今愛知県が調査していた名城北公園とかですね。そういうところで本当にこのローザンヌ憲章というのが正しく守られているかどうかという、これはむしろ名古屋城にお聞きするよりも文化庁にお聞きしたほうがよいのかもしれませんが。技術的な記載が目につくので、本当に世界的視座から見た木造復元でいいという言葉飾るために引用しているところがあって、ちょっと私にとっての気持ちの悪い内容です。すみません。</p>
<p>瀬口座長</p>	<p>登録有形文化財のというのと、ドレスデン宣言をくっつけましたけど、とても誤解です。日本の建築文化財の指定の考え方がない、欠落しているんじゃないかと思います。登録有形文化財はイギリスのリステッドビルディング (LISTED BUILDINGS (登録文化財)) の考え方を採用しています。ところがイギリスの場合は文化財の指定ですけども、日本の登録有形文化財は文化財の指定ではありません。文化財の予備軍です。これは赤羽さんは文化財行政やっていたから、ご存知だと思いますけど。そういうことで決まっています。ちょっと言い過ぎかなと。ローザンヌ憲章は当然なこと、再建しようとする、きちっと調査してやりなさいよってということだから、これはもう当たり前のことで、それを拡大解釈して、全部しなきゃダメだとか、そういうことはないと思います。十分、天守閣あるいは本丸御殿、それと城内、もっとももっとやったほうが私もいいと思います。もっとやったほうがいいと思いますけど、今やれる範囲のことを名古屋城総合事務所はやっているという理解ですので、これはなかなか頑張っって書いたなど。オーセンティシティをしっかりと確保して、やったほうがいい。鉄筋コンクリートの天守と木造復元はまるきり違うものだという事です。</p>
<p>麓構成員</p>	<p>これまで名古屋城では特別史跡名古屋城跡保存活用計画や、保存整備基本構想を長い時間をかけて検討してまいりました。それらはいずれも特別史跡である名古屋城を単に現状維持を目標とするのではなく、より特別史跡として、文化財としての価値を高めるような、高めるためにはどういうことをすべきであるか、将来にわたって。それを検討してきたと思うんですよね。その一環で本丸御殿を史実に忠実に復元しましたし、引き続き天守も可能な限り史実に忠実に復元しようということで、これらはいずれも特別史跡の価値を高める行為だというふうに私は受け止めています。そのためには、非常に学術的な成果も重視しながら復元をやると。だから、復元的整備ではなくて、復元だというふうに名古屋市が言い切るのは、それだけの自信があって、それが可能な、ここにも挙がっているような豊富な史料がある。これは日本の他の城郭、あるいは城郭を超えて、焼失した文化財の中でも、最も史実に忠実な復元が可能な案件だと思いますので、そういう行為をすること自体は、私はむしろ特別史跡の価値を高める行為だというふうに考えています。</p>

<p>瀬口座長</p>	<p>ほかにはありますか。</p> <p>木造復元の価値について話がおよびましたけれども、これはもう非常に根本的なところですので、いくらでも議論をしていただいてもいいと思いますけれど。復元的というのはあまり資料がなくて、ほとんど資料がないところから復元はできませんので。ちょっと資料があるところが復元的という感じなので、全然それは似て非なるものだと考えなければいけないと思います。</p> <p>ほかにはよろしいでしょうか。それではまだ今日、白抜きになって、まだ詰まってないところがありますので、今後また引き続き検討を進めて、本日提示していただいたところは根本的なものはなかったと理解していますけれども、引き続きまた拝見させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の議事を終了いたしますので、進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>座長、進行のほうをありがとうございました。</p> <p>時間が大分迫っていますが、大変申し訳ありませんが、報告題として2題、なるべく手短にご報告をさせていただきたいと思います。1つ目については、会議次第にありますように、天守台穴蔵石垣試掘追加調査等の調査成果についてです。</p>
	<p>6 報告</p> <p>(1) 天守台穴蔵石垣試掘追加調査等の調査成果について</p>
<p>事務局</p>	<p>天守台穴蔵石垣試掘追加調査等の調査成果として、穴蔵石垣と橋台、石垣背面の3つの調査について、簡潔にご報告させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。初めに天守台穴蔵石垣および橋台試掘調査についてご説明します。本調査は昨年度から継続して実施しているものです。図1番のとおり、天守閣内の9つの調査区を設置して調査を行ってきました。今年度は①⑨の2つの調査区について調査を行いましたので、成果をご説明します。天守台穴蔵石垣、図1-①と示した箇所では、昨年度の調査により、図2のとおり、穴蔵石垣の下に②から④の石材が検出されています。しかしながら、当初の調査範囲内では、その性格等を十分に把握できなかったため、図2の点線の範囲において調査区を拡張しました。その結果として、石列の延長を確認し、調査区北側において石列が良好に残存することを確認しました。石列上には、図2と3のとおり、石垣が確認されています。石垣に張りついていたモルタル等を除去して、その時期等を精査したところ、図3番のとおり調査区西側の白線内で示したところだと、石垣の下から天守閣再建時の工事の土等が確認されました。調査区中央では、そうした工事の工事土は確認されませんが、築石の形状や、据え方等の特質が近世と異なることから、両者は現代に積み直された石垣と考えています。一方で、図3点線内に示した範囲内の石垣については、築石の大きさや積み方等が異なることから、近世に遡る可能性も考えています。本調査の課題としては、先ほどのご説明の通り、穴蔵石垣では近世に遡ると考えられる石列を検出しましたが、その上部の石垣の時</p>

期が一部確定できていないという状況になっています。調査区東側には、4ページ目の図17のとおり、近世段階の可能性のある石垣も存在しますが、その石垣との連続性も確認できていない状況です。

続いて、橋台の調査成果について、⑨番と北調査区についてご説明します。橋台については、図の4番のとおり、ボックスカルバートが設置されている橋台中央を残し、橋台の東西を掘削しました。調査区全体で大規模な、現在は攪乱が検出されていますが、攪乱が及ばない範囲では、現在の舗装等の直下に土の特徴等から近世の盛土と判断される土層が図の5番のとおり、橋台中央のほうに向かって下がっていくような状況を確認しました。調査区東側面では図6番の通り、石垣の築石を検出しています。築石は近世の盛土に埋まることから、近世に築造されたものと考えています。この石垣の前面には、粘質土とともに固められた前押さえとも思われる捨て石の一部を確認できました。

次に、穴蔵石垣の背面調査の調査成果についてご説明します。穴蔵石垣は戦後の積み直しと、現天守閣再建と2度にわたり大きく改変されていることがわかっています。穴蔵石垣背面では天守台穴蔵石垣の今後の修復、整備の方針を検討するため、遺構の残存状況、石垣の安定性の確認等を目的とした発掘調査を実施しました。調査区は図7にお示したとおり、3か所となっています。調査成果について簡潔にご説明しますと、天守台北東の①調査区では、図8番のとおり、現在の石垣の天端直下に天守再建時の工事土の堆積が確認できています。そして、調査区東側で図9のとおり、天端石の石尻を確認しています。こうした状況は②調査区、③調査区でも同様のかたちとなっており、すべての調査区で工事土の堆積のみを確認した状況となっており、調査目的である遺構の残存状況等の確認はできませんでした。これ以上の掘削は安全上困難でもありますので、現状ではやむを得ないところと考えています。

以上、ご説明した2つの調査についてまとめますと、天守台穴蔵石垣での調査では、調査区の拡張により石列の延長を確認しましたが、石列上の石垣の時期については一部確定できていません。橋台試掘調査では、現代の攪乱の範囲内で近世盛土を、石垣の前面の捨て石等の遺構を確認しました。大小天守、各同様に石垣の下部が残存している状況となっています。

天守台穴蔵石垣背面調査では、各調査区で約1m掘削しましたが、先ほどご説明したとおり、天守閣再建時の工事土の堆積のみを確認し、近世の栗石等の堆積や、または天守閣再建時の仮設の土留め等の検出には至りませんでした。各調査区では、天端石の石尻等を検出していますので、今後、控え長等を計測し、前回実施した天守台石垣レーダー測定の結果との比較等も考えています。

最後に、天守台穴蔵石垣の追加詳細について、ご説明します。先ほどご説明したとおり、穴蔵石垣の一部については時期を推定できておらず、それらと検知された石列との関係も不明瞭であるため、図5番の通り、調査区を東へ2mずらすことを計画し、現在調査を開始したところです。成果はまとも次第ご報告をさせていただければと思います。

ご報告は以上です。

事務局	<p>はい、今試掘調査について説明させていただきました。ご質問、ご不明な点がありましたら、よろしくお願ひします。</p> <p>よろしいでしょうか。よろしければ、報告の2つ目のほうに移らせていただきます。報告の(2)については、木造天守の昇降技術に関する公募についてのご報告です。よろしくお願ひします。</p>
	(2)「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の結果について
事務局	<p>4月に公募を開始し、先月末に審査が行われました名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の結果についてご報告します。</p> <p>先ほど先生方からもご意見いただいていますように、史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立するというこゝで、今回、柱や梁を傷めない昇降技術というものを公募しまして、選定したところでは、</p> <p>それでは資料6について、ご説明します。資料の左側をご覧ください。審査結果を示しています。お示ししています4社が提案書類を提出した企業で、得点の高い順に記載をしています。提案技術の概要としましては、記載順に、1社目はフェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への導入実績がある垂直昇降設備。2社目は階段部にレールを設置し、そのレールに沿って昇降するいす型階段昇降機。3社目は姿勢や動きをアシストする装着型ロボットと、平地と階段の両方を移動できる搭乗型ロボットのご提案。あと4社目は配信者が撮影している映像を、大型ディスプレイ等を通じてコミュニケーションを取りながら、遠隔体験する技術というものがご提案でした。</p> <p>審査においては、満たさなければ審査対象外となる最低要求水準というものを設けておまして、この中に少なくとも大天守1階には昇降できることという項目がありまして、一番下に記載の遠隔体験技術については、この項目を満たしていないということ、最低要求水準未達ということ、採点を行っていないということ、また、点数については、評価員の先生方6名の採点の平均点を示しています。</p> <p>資料の右側のほうをご覧ください。最も得点が高くなりました株式会社MHI エアロスペースプロダクションを最優秀者として選定しました。提案技術の主な内容ですが、大天守内部を1階ごと、各階ごとに昇降する設備を各階に設置するというこゝで、地震時等に生じる通常の建物の揺れと比べまして、木造天守のより大きな揺れに対応できるということ、車椅子利用者1名と介護者1名、もしくは非車椅子利用者4名の搭乗が可能なものということ、また、船舶等への導入実績のある垂直昇降設備をベースに開発をしまして、柱や梁を傷めることなく、限られたスペース内に収まる大きさにダウンサイジングも行うものです。</p> <p>今後、設計施工者である竹中工務店さんと具体的な設置場所や構造の検討、観覧や避難経路などの動線計画なども検討を進めまして、建物全体のバリアフリー化について、いろいろな方々のご意見を踏まえながらまとめていくということをお願ひしています。</p>
事務局	はい、ただ今の報告に対して、ご不明な点、ご質問がありましたらお願ひします。
小濱構成員	1つだけいいですか。今、これを聞いていいのかどうか知りません

	けども。このMHI エアロスペースプロダクションの提案は、駆動部はどんなものを考えているのでしょうか。例えば、駆動部というのはいろいろ、油圧ジャッキで上げるとか、空気で上げるとか、いろいろあると思うのですが。この会社はどんな方法を考えているんでしょう。
事務局	非常に申し訳ないですけども、企業のノウハウに入るところでして、これから開発を進めるというところですので、現状その油圧とかではなく、他の駆動方式ということは認識しているところです。申し訳ありません。
小濱構成員	わかりました。もうちょっと具体化してから、分かるんですね。了解です。
事務局	ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告のほう、2点させていただきました。 本日予定をしていました内容は以上です。オブザーバーの皆見さんはよろしかったでしょうか。
皆見オブザーバー	大丈夫です。
事務局	ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の全体整備検討会議を終了いたします。長時間にわたり、誠にありがとうございました。